

[事案 2025-70] 新契約無効請求

・令和8年2月27日 裁定終了

<事案の概要>

代理店の募集人による説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年10月に銀行を募集代理店として契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 令和6年11月に、コールセンターにクーリング・オフをしたいと申し出たところ、申込日から起算して9日目なので、クーリング・オフはできないと言われた。
- (2) 募集時に代理店の募集人から、クーリング・オフ期間が、申込日を含めて8日間であることを説明されなかった。
- (3) 契約申込から帰る際に、申込時に交付された書類をなくしたため、募集代理店である銀行に連絡をしたが、書類は送れないと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 代理店の募集人は、申立人に対して、契約締結前交付書面兼パンフレットを用いて、クーリング・オフが申込日から起算して8日以内であることを説明している。
- (2) 代理店の募集人は、募集時に申立人と約2時間にわたり面談をし、申立人の意向を確認したうえで、本商品を提案・説明をして契約に至ったものである。
- (3) 申立人から銀行に、申込時に交付された書類の郵送を求める申し出があったのは、クーリング・オフ期間経過後であり、銀行の担当者は上席者に確認して電話をする旨回答したところ、申立人から電話は必要ないと言われたものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、申立人および代理店の募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。